

里親研修カリキュラム(例)

(1)基礎研修 ～ 養育里親を希望する者を対象とした基礎研修

- 目的 ①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する
 ②今日の要保護児童とその状況を理解する（虐待、障害、実親がいる等）
 ③里親にもとめられるものを共有する（グループ討議）
- 実施機関 都道府県（法人、NPO等に委託可）
- 期間 1日＋実習1日程度
- 内容 ①里親制度の基礎Ⅰ
 ②保護を要する子どもの理解について（ex保護を要する子どもの現状、児童虐待問題）
 ③地域における子育て支援サービス（ex地域における子育て相談・各種支援サービス等）
 ④先輩里親の体験談・グループ討議（ex里親希望の動機、里親にもとめられるもの）
 ⑤実習（児童福祉施設の見学を主体にしたもの）

(2)認定前研修 ～ ・基礎研修を受講し、里親について概要を理解した上で、本研修を受講する ・本研修を修了、養育里親として認定される

- 目的 社会的養護の担い手である里親として、子どもの養育を行うために必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術を身につける
- 実施機関 都道府県（法人、NPO等に委託可）
- 期間 2日＋実習2日程度
- 内容
- | | |
|------------------------------------|------------------|
| ①里親制度の基礎Ⅱ（里親が行う養育に関する最低基準） | ⑥里親養育上の様々な課題 |
| ②里親養育の基本（マッチング、交流、受託、解除までの流れ、諸手続等） | ⑦児童の権利擁護と事故防止 |
| ③子どもの心（子どもの発達と委託後の適応） | ⑧里親会活動 |
| ④子どもの身体（乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養） | ⑨先輩里親の体験談・グループ討議 |
| ⑤関係機関との連携（児童相談所、学校、医療機関） | ⑩実習（児童福祉施設、里親） |

(3)更新研修（登録または更新後5年目の養育里親。登録有効期間内に受講し登録更新する）

- 目的 養育里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報等を得る。
- 実施機関 都道府県（法人、NPO等に委託可）
- 期間 1日程度
- 内容 ①社会情勢、改正法など（ex子どもをとりまく最新情勢、児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改正）
 ②児童の発達と心理・行動上の理解など（ex子どもの心理や行動についての理解）
 ③養育上の課題に対応する研修（ex受講者のニーズに考慮した養育上の課題や対応上の留意点）
 ④意見交換（ex受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換）
 なお、未委託の里親の場合は施設実習（1日）が必要

里親支援機関の役割

里親支援機関(都道府県からの委託)

- 里親の掘り起こし事業
 - ・里親制度の広報啓発・キャンペーン
 - ・講演会、説明会等の開催
- 里親への研修
 - ・登録前研修の実施(更新研修等も実施)

※ 都道府県に1カ所

- 里親候補者の週末里親等の活用
 - ・子どもと里親候補者の交流機会の設定
 - ・里親体験の実施

- 里親委託の推進
 - ・里親の意向調査
 - ・子どもに最も適合する里親を選定するための調整

- 里親家庭への訪問指導・養育相談
- 里親サロン(里親同士の連携)
- レスパイト・ケアの調整
 - ・施設や、委託里親、未委託里親の活用

実施主体: 都道府県・指定都市(児相設置市含む)
 実施方法: 児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託

都道府県・児童相談所業務

里親登録申請



里親の認定・登録



里親委託



里親の支援、指導等



委託解除

- 認定、登録に関する事務
 - ・里親認定の決定、通知
 - ・里親の登録、更新、取消申請の受理等

- 委託に関する事務
 - ・里親委託の対象となる子どもの特定
 - ・子どものアセスメント
 - ・措置決定会議において里親委託の決定
 - ・担当児童福祉司の決定
 - ・自立支援計画の策定

- 里親指導等
 - ・自立支援計画の実行(指導)
 - ・モニタリング

- その他
 - ・都道府県間の連絡調整
 - ・実親(保護者)との関係調整等

- 里親委託の解除
 - ・委託解除の決定

小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の創設

「里親ファミリーホーム」の実態を踏まえ、養育者の住居において、家庭的な養育環境の下、適切な支援の質の担保を図りつつ、一定人数の子どもを養育する事業の制度化を図る。

- 現在、いくつかの地方自治体において里親が5～6人程度受託して行っている「里親ファミリーホーム」については、里親だけでは養育や家事等の手が十分ではないという指摘

※ 一般家庭で子ども5人以上養育している世帯は子どものいる世帯のうち0.2%(平成18年国民生活基礎調査)

- 子ども同士の相互作用を活かしつつ、養育を行うことができることから、里親との1対1の関係をすることが困難な場合でも家庭的養護が可能

- 新たな事業として「小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)」を創設

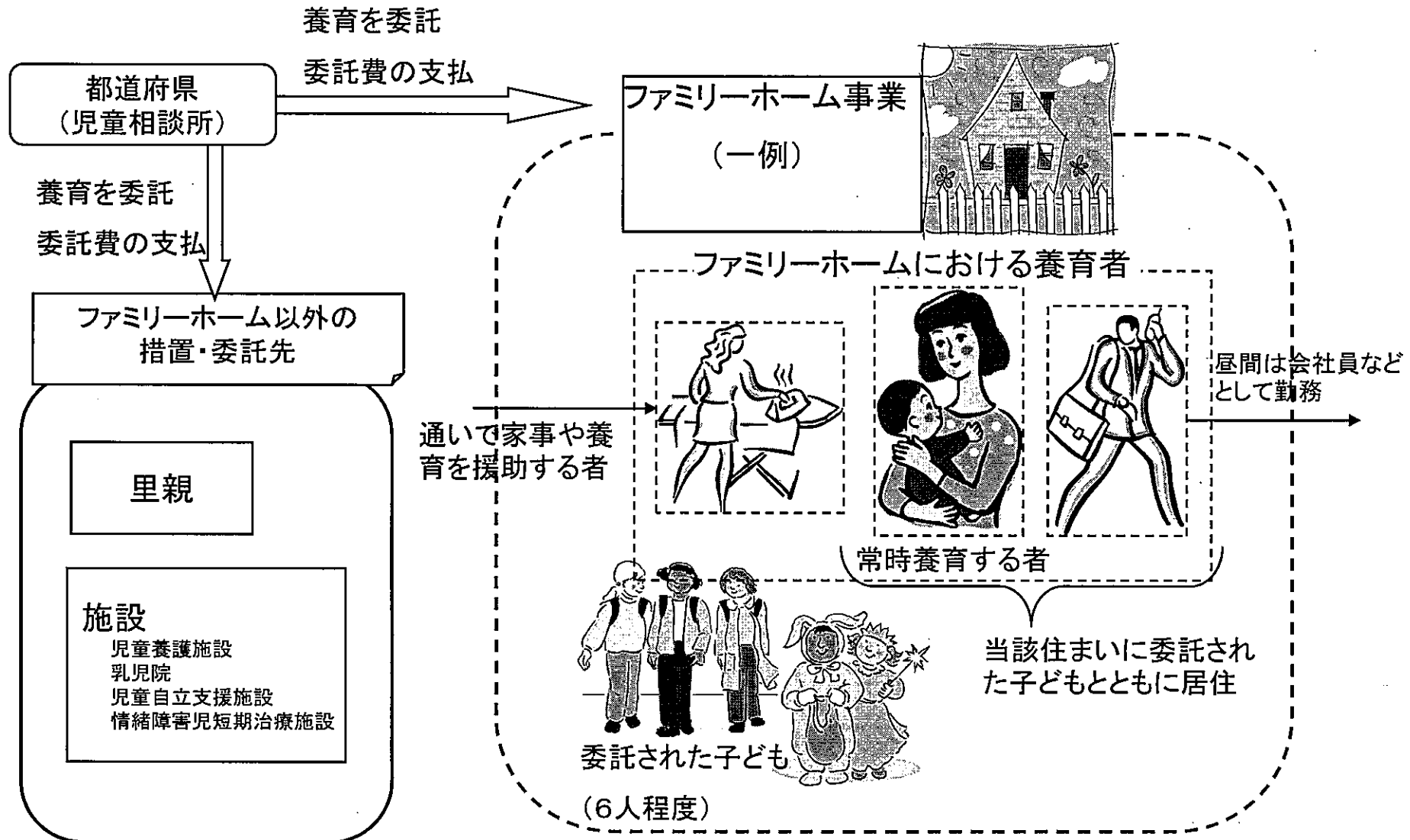
- ・ 一定人数以上の子どもを養育者の住居において養育する事業の創設
- ・ 里親、施設と並ぶ子どもの養育の委託先として位置づけ
- ・ 当該事業を社会福祉事業とする
- ・ 当該事業を実施する者に関する要件を設定
事業を実施する者・養育里親として2年以上同時に2人以上の養育の経験を有する者、養育里親として5年以上登録し、かつ通算5人以上の養育の経験を有する者、3年以上児童福祉事業に従事した者等
- ・ 人員配置、設備等について基準を設定
家事や養育の補助を行う者の確保等

→事業化することにより一定の質を担保するとともに設置を促進

- ・ 平成21年度予算: 児童一人当たり単価(月額)
事務費: 15万円程度(地域により異なる)
常勤職員1名・非常勤職員2名の人件費、その他旅費、庁費、職員研修費、補修費等の管理費
事業費: 一般生活費(47,680円)、教育費、医療費等里親と同様

ファミリーホームのイメージ(例)

○ 里親、施設と並ぶ事業として、養育者の住まいにおいて一定人数(5～6人程度)の子ども達を養育する事業(小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム))を創設



小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の概要

1 目的

家庭的養護を促進するため、要保護児童のうち、家庭的な養育環境の下で子ども同士の相互作用を活かしつつ養育を行うことが必要とされる子どもに対し、養育者の住居において、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、子どもの自立を支援することを目的とする。

2 運営主体

個人、法人(NPO法人等)等、都道府県知事が適当と認めた者

3 事業内容

都道府県等から児童福祉法第27条第1項第3号の規定による委託を受け、養育者の住宅等を利用し、気目細かに子どもの養育を行う。

4 定員

5人又は6人

5 設備等

- ・ 日常生活に支障がないよう、必要な設備を有し、職員が入居している子どもに対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態であること
- ・ 食堂等入居している子どもが相互交流することができる場所を有していること
- ・ 風呂、洗面所、便所、子どもの居室を有していること

6 人員配置

- ・ 3名以上の者を配置すること。
- ・ 1名以上の者が当該住居に生活の本拠をおくこと。うち1名は事業所の管理者とし、うち1名以上が専任の養育者でなければならないものとする。

【養育者の要件(次の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者)】

- ① 養育里親として2年以上同時に2人以上の委託児童の養育経験を有する者
- ② 養育里親として5年以上登録し、かつ通算5人以上の委託児童の養育経験を有する者
- ③ 3年以上児童福祉事業に従事した者
- ④ ①～③に準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者
- ⑤ 児童福祉法第34条の15第1項各号の規定に該当しない者

家庭支援機能の強化等

親子分離まで至らないケースや家庭復帰後の支援など、家庭における子どもの健やかな育ちを支援をする体制を整備する必要がある。

○ 保護者指導を推進するための体制が必要

○ 地域における相談・支援体制の整備

※ 施設を退所した子どものうち6割強は家庭へ復帰している。

※ 児童相談所において虐待として相談を受けたケースのうち9割は在宅で生活している。

○ 児童家庭支援センターの見直し

- ・専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じる
- ・市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う
- ・児童養護施設等への附置要件を撤廃し、医療機関、NPO等における設置も可能とする
- ・心理療法担当職員の常勤化を図る

○ 保護者指導について、児童家庭支援センターを活用するほか、一定の要件を満たす機関に対する指導委託を可能とする保護者指導支援事業の創設

○ 児童相談所等の体制の強化

○ 市町村における支援体制の整備

- ・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等の子育て支援事業の推進
- ・要保護児童対策地域協議会の機能強化、市町村に対する研修等の支援

児童家庭支援センターの概要

1 目的

地域の子どもの福祉に関する各般の問題につき、子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童相談所等との連絡調整等を総合的にことを目的とする。

2 運営主体

地方公共団体及び社会福祉法人等であって、都道府県知事が児童福祉法第27条第1項第2号による指導委託先としても適切な水準の専門性を有する機関であると認めた者

3 支援体制の確保

要保護児童及び要支援児童の相談指導に関する知見や経験を有し、夜間・緊急時の対応や一時保護等を迅速かつ適切に行うことができるよう、児童相談所、市町村、児童福祉施設、警察その他の関係機関との連携その他の支援体制を確保しなければならない。

4 事業内容

- (1) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う。
- (2) 市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。
- (3) 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要な児童及びその家庭についての指導を行う。
- (4) 児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。

5 設備等

- (1) 相談室・プレイルーム
- (2) 事務室
- (3) その他必要な設備

6 職員

- (1) 相談・支援を担当する職員
- (2) 心理療法等を担当する職員(平成21年度予算より常勤化)

平成21年度 児童相談所関連事業について

1. 児童相談所に関するもの

① 評価・検証委員会設置促進事業の創設【新規】(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

- ・ 事業内容

児童相談所の適切な運営の確保のため、外部有識者等をメンバーとした委員会(都道府県児童福祉審議会を活用など)を設置し、重大事例の検証に加え、児童相談所の業務管理・組織運営等についての定期的な評価と助言等を行う。

- ・ 補助基準額

1都道府県・指定都市・児童相談所設置市当たり 年額100万円

② 保護者指導支援事業の創設【新規】(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

- ・ 事業内容

施設長期入所児童の親など困難事例に対して、改善へと向かうよう、児童福祉司と連携して継続的な指導を行う保護者指導支援員を配置する。(児童相談所に配置又は事業を社会福祉法人等に委託)

- ・ 補助基準額

1都道府県・指定都市・児童相談所設置市当たり 年額500万円

2. 一時保護所に関するもの

① 一時保護所の心理職員の充実(児童入所施設措置費)

一時保護児童処遇促進事業により配置する心理職員(非常勤)を常勤化

② 一時保護機能強化事業の充実【補助基準額の改善】(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

- ・ 事業内容

一時保護所が有する行動観察や短期入所指導の機能の充実・強化のため、実務経験者である教員OB、看護師、心理士、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力員を配置

- ・ 補助基準額

1児童相談所当たり 年額164万円×配置協力員配置協力員種別(以下の①～④)数

[協力員種別] ①学習指導協力員、②障害等援助協力員、③トラブル対応協力員、④その他(外国人対応協力員(通訳)など)

地域ネットワークと訪問事業との連携強化(イメージ)

